

求職者支援訓練の実施状況 1

平成24年3月末までに終了した求職者支援訓練の修了者等の就職状況(訓練終了3か月後)

	コース数	受講者数	就職理由以外 の中退者数	① 就職理由 中退者数	② 修了者数	③ 公共訓練受講中 又は受講決定 (基礎のみ)	④ 就職者数	就職率 基礎: ④ / (①+②-③) 実践: ④ / (①+②)	就職者のうち 雇用期間の 定めがない 就職者の割合
基礎コース	380コース	4,355人	318人	271人	3,766人	135人	2,801人	71.7% (69.7%)	64.2%
実践コース	781コース	9,589人	673人	603人	8,313人	-	6,510人	73.0% (71.8%)	70.5%

※ 平成24年9月26日時点の数値。

※ 「就職率」の下段()書きは、平成24年1月末までに終了した求職者支援訓練の修了者等について、平成24年6月28日に公表した数値。

《参考》 事業目標[平成23年度下期]… 就職率 [基礎コース]60% [実践コース]70%

求職者支援訓練の実施状況 2

求職者支援訓練受講者数(速報値)
(平成23年10月～平成24年8月)

	平成23年度	平成24年度 (平成24年4月～8月)	累計
合計	50,756人	43,740人	94,496人
基礎コース	13,883人	12,364人	26,247人
実践コース	36,873人	31,376人	68,249人

※平成24年9月26日時点の数値

求職者支援訓練の実施状況 3

求職者支援制度施行からの主な運用改善事項

○ 求職者支援訓練の認定基準に関する被災3県（岩手県、宮城県、福島県）での特例措置

- ・ 被災3県における求職者支援訓練の実施を促進するため、平成24年度末までに開始する求職者支援訓練について、いわゆるイエローカード基準とレッドカード基準の特例措置を講じた。（平成23年10月開講訓練コースから適用）【震災対応関係】

求職者支援訓練	被災3県での特例
<p>【これまでの実施した訓練の実績】</p> <p>○ 連続する3年の間に同一の都道府県の区域内において同分野2コース以上の求職者支援訓練を行った場合に、2コース以上の求職者支援訓練の就職率が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎コース 45%未満 ・ 実践コース 50%未満 <p>でないこと。 <u>（2コース以上が該当した場合、全国で当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。）</u></p> <p>○ 求職者支援訓練の就職率が、そのコースの区分ごとに次に定める割合を下回った場合に、改善計画を提出したこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎コース 45%未満 ・ 実践コース 50%未満 <p>○ 過去に同分野に係る求職者支援訓練を行った場合に、当該求職者支援訓練の就職率が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎コース 30%未満 ・ 実践コース 35%未満 <p>でないこと。 <u>（該当した場合、全国で当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。）</u></p>	<p style="text-align: center;">次の①及び②の措置を講ずる。</p> <p>① 被災3県に限り、平成24年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、<u>0.5コースと取り扱う。</u> （例えば3コースが該当した場合1.5コースと取り扱うので、不認定とならない。）</p> <p>② 被災3県に限り、平成24年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、<u>当該該当した県のみ当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。</u></p> <p style="text-align: center;">特例なし</p> <p style="text-align: center;">被災3県に限り、平成24年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、<u>当該該当した県のみ当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。</u></p>

※ このほか、震災対応として、震災特例重機訓練が実施できるよう、求職者支援訓練の認定基準の特例措置を設けている。

○ 求職者支援訓練における企業実習の設定促進のための措置

- ・ 職場経験等の少ない求職者が職場での実習等を通じて、実践的な能力を身に付けられるようにするため、求職者支援訓練における企業実習の設定促進が図られるよう、求職者支援訓練の認定審査において、総訓練時間の一定割合で企業実習を設定した訓練コースについては加点することとした。（平成25年1月開講訓練コースから適用）
【若者雇用戦略関係】

○若者雇用戦略（抄）

（平成 24 年 6 月 12 日 雇用戦略対話合意）

Ⅱ 具体的施策 （3）キャリア・アップ支援

④『わかものハローワーク等における、若者向け職業訓練等の一元的管理と最適メニューへの確実な橋渡し』

- 若者のキャリア・アップを促進するには、職場での実習等を通じて、若者が実践的な能力を身に付けられるようにすることや、企業が若者の適性や能力を見極められるようにすることが効果的である。このため、求職者支援訓練について、学卒未就職者訓練の実施や企業実習の設定促進等、若者向け訓練内容を充実するとともに、雇用型訓練や日本版デュアルシステム等の実習を活用した訓練の推進、トライアル雇用の充実を図る。